

る福祉国家の当初の目標と福祉国家の発展のなかで付加されていった目標が混同されたことによる道徳的曖昧さの問題を扱ったベンハーの論文をはじめ、福祉の制度的側面に関する章やさまざまな国における福祉国家の経験を論じた章など読まれるべき論文は多い。

本書は多くの研究者によって執筆された論文集であり、その結果、短い論文を集めた形になっている。単独著と異なり、読者は論証や深みの点で物足りなさを感じられるかもしれない。また理論

書とはいえない。しかし、たとえば、カウフマンが直接評者に語ってくれたことを改めて文章で読み返してみても、さらに、その背景となる幾多の論稿を知るならば、短いとはいえ豊富な内容がそこに含まれていると考える。

なお、本書と平行して読むことが望ましい文献として、O. リーハイネン編 (ICSW ヨーロッパ)『社会政策と脱工業化社会』をあげておきたい。あい補うかたちで西欧産業社会の福祉問題の案内図となると思われる。

P. ショメ, K. A. サイトウ著『社会保障制度と資本形成 ——シンガポール, フィリピン, マレーシア, インド, スリランカの比較分析』

P. Shome, K. A. Saito, *Social Security Institutions and Capital Creation: Singapore, the Philippines, Malaysia, India and Sri Lanka, Meta, Kuala Lumpur, Malaysia, 1981.*

下 平 好 博

1. 開発途上国の社会保障制度について、その社会経済構造との関連からその意義を明らかにしている研究は少ない。われわれがこれまでこれらの国の制度について入手できた情報といえば、その管理運営機構に関する断片的知識だけであった。一方、開発途上国が社会経済開発を行う際に、社会保障制度が重要な役割を果たしていることは意外と知られていない。これまでの研究は、疾病・老齢・障害・死亡といった社会的リスクの保障という観点から、これらの国の社会保障制度の意義に触れているものが大半であった。しかし、開発途上国では、文字どおり経済発展水準の低い段階において社会保障制度を導入せざるをえないケースが多いため、その制度を有効に活かすためには、いくつかの工夫が必要となる。つまり、社会保障制度から恩恵を被ることのできる社会階層は、いわゆる「近代部門」で働く一部の労働者に限られているため、広く国民各層に利益を還元するため

には、社会保障制度をそれらの国の社会経済開発計画と密接に関連づける必要があった。特に、労働力人口の年齢構成が比較的若いこれらの国において、年金やプロビデント・ファンドといった長期保険制度はそれを開始した当初多額の積立金を生み出すことになるため、これらの資金を有効に利用してその社会経済開発を迅速に進める政策が採られている。

本書は、こうした実験をすでに開始しているシンガポール、フィリピン、マレーシア、インド、スリランカのアジア5ヵ国について、(i)社会保障制度がこれらの国の資本形成に果たす役割と、(ii)社会保障基金の投資配分パターンをそれらの国の社会経済開発計画との関連から明らかにしている数少ない研究のひとつである。著者はいずれもこれまで世界銀行の経済専門家として活躍し、特に東南アジア諸国の金融・財政問題に造詣が深い研究者たちである。そして、序文によれば、本

研究もまた世界銀行の援助のもとで実施された「開発途上国の社会保障制度が貯蓄・投資に及ぼす影響に関する調査研究」を発展させたものとなっている¹⁾。本書の章別構成をあらかじめ示しておけば、次のようになる。

1. はじめに
 2. 社会保障制度が資本蓄積に及ぼす影響
 3. シンガポールの事例分析
 4. フィリピンの事例分析
 5. マレーシアの事例分析
 6. インドの事例分析
 7. スリランカの事例分析
 8. 結 論
2. 以下、順次その内容を紹介したい。

まず、第1・2章では、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インド、スリランカの社会経済構造の特徴(表1)と、そこで採用されている社会保障制度の概要(表2)が紹介され、(i)それらの制度が家計貯蓄に及ぼす影響、および(ii)社会保障基金の投資配分基準について、それぞれ理論的・実証的考察が加えられている。開発途上国の貯蓄率は60年代の良好な経済環境のもとで徐々に拡大する傾向にあったが、70年代に入り農産

表1 各国の社会経済指標

	シンガ ポール	マレー シア	フィリ ピン	スリラ ンカ	インド
1人当りの GNP US ドル (1977)	2880	930	450	200	150
年平均成長率 (1960~77)	7.5	3.9	2.5	2.0	1.3
GDP のシェア (1977)					
農 業	2	26	29	39	37
工 業	35	29	35	21	25
サ ー ビ ス	63	45	36	40	38
人口 (100万) (1977)	2.3	13.0	44.5	14.1	631.7
生産年齢人口比率 (1977)	65	54	51	58	55
労働力人口 (1977)					
農 業	2	44	51	54	73
工 業	32	20	15	15	11
サ ー ビ ス	36	36	34	31	16
労働力人口の年平均 成長率 (1960~77)	3.1	3.6	2.1	2.1	1.7
都市人口比率(1975)	100.0	30	34	24	21

(資料) World Bank, World Tables, World Bank, World Development Report 1979. (P. Shome, K. A. Saito (1981), p. 55 より)

表2 各国の社会保障制度の概要

名 称	設立年	カバーするリスク
マレーシア 従業員プロビデント・フ ァンド (EPF)	1952	死亡・退職
社会保障機関 (SSO)	1973	労災・障害(社会保険方式)
フィリピン 公務員保険制度 (GSIS)	1936	公務員に対する生命保険・ 退職保険・財産保険
社会保障制度 (SSS)	1954	民間被用者を対象に老齢死 亡、民間被用者と公務員を 対象に労災障害(いずれも 社会保険方式)
イ ン ド 従業員プロビデント・フ ァンド (EPF) (この他認 可制のプロビデント・フ ァンドが民間被用者およ び公務員に用意されてい る)	1952	退職・死亡・障害
スリランカ 従業員プロビデント・フ ァンド (EPF) (この他私 的プロビデント・フ ァンドもある)	1958	退職・死亡・障害
シンガポール セントラル・プロビデ ント・ファンド (CPF)	1955	退職・死亡・障害

(資料) P. Shome, K. A. Saito (1981) p. 56 より。

物価格の低落、国際金融制度の崩壊、そしてオイル・ショックを経験することで大きな打撃を被っている。したがって、新規の国内貯蓄を増やす必要があり、特に家計部門からその他の赤字部門への資金の移転が緊急を要する課題となっている。しかし、一部の都市地域を除いて商業銀行のネット・ワークに欠けるこれらの国では、家計貯蓄を市場ベースで増やしていくことはむずかしい。そこで注目されているのが、社会保障制度を通じた家計貯蓄の促進である。社会保障による強制貯蓄の規模は、(i)制度の財政方式、(ii)制度の成熟度、(iii)保険料の水準、(iv)カバレッジ、(v)その他の金融制度の利用可能性などの要因によって規定されるため、ここで取り上げられている5ヵ国についてもかなりの相違が認められる。たとえば、就業人口のほぼ100%を社会保障制度によってカバーしているシンガポールの場合、そうした強制貯蓄は国内貯蓄の20%余りを占めている。これに対して、カバレッジの特に低いインドではそれが1%台とわずかである(表3、表4)。しか

し、いずれの国でも国営・民営の生命保険を含めて強制貯蓄が家計貯蓄に占める割合は高い(表4)。

ところで、先進国では社会保障制度の規模が拡大するにつれて、それが家計の自発的貯蓄に悪影響を及ぼすのではないかと懸念が出されている。そこで著者らは、このアジアの5ヵ国の時系列データを使ってその影響を調べている。かれらによれば、社会保障制度の導入が家計の自発的貯蓄に及ぼす影響は次の三つに分けることができる。(i)まず、社会保障制度の導入によって「代替効果」が働き、その結果家計の自発的貯蓄は減少するかもしれない。(ii)しかし、低所得者が国民の大半を占めるこれらの国では、社会保障制度はこれまで貯蓄習慣のなかった人々にまで貯蓄を強制し(「強制貯蓄効果」)、(iii)またそれが逆に、人々の間に長期的貯蓄プランをもたせる結果につながるかもしれない(「教育効果」)。したがって、社会保障制度の導入は家計の自発的貯蓄に対し理論的には正負いずれの影響も与える可能性がある。この関係を明らかにするために、かれらは次のような誘導方程式を用いて、貯蓄関数を推計してい

表3 社会保障の適用対象人口

A. プロビデント・ファンド

		シンガポール (CPF)	マレーシア (EPF)	フィリピン (SSS)	スリランカ (EPF)	インド (EPF)
総人口比	1965	—	16.5	4.3	12.7	—
	1968	25.1	17.7	6.2	14.5	—
	1971	33.9	19.7	7.4	15.4	—
	1974	46.9	23.2	12.4	17.2	1.2
就業人口比	1965	—	31.7 ⁽¹⁾	13.6	22.4	—
	1968	87.0	34.1	20.5	25.5	—
	1971	100.0	39.1	22.4	26.8	—
	1974	100.0	43.1	34.3	29.9	3.4

B. 生命保険

		シンガポール	マレーシア	フィリピン	スリランカ	インド
総人口比	1965	2.8	NA	2.5 ⁽²⁾	0.8	2.4
	1968	3.0	NA	3.8	1.2	2.6
	1971	4.1	2.5	5.9	NA	2.8
	1974	7.2	3.7	6.4	NA	3.2

(資料) P. Shome, K. A. Saito (1981), p. 57 より。

(注) 1. マレーシアの数字は、「就業人口」について異なる定義を採用しているため文中の数字と必ずしも同じではない。

2. GSIS の生命保険部門を含む。

る。

$$NCS = -\alpha + \beta Y + (\alpha_1 - \delta)CS$$

表4 社会保障制度を通じた貯蓄

	粗家計貯蓄に占める社会保障貯蓄の割合					粗国内貯蓄に占める社会保障貯蓄の割合				
	1962	1965	1968	1971	1974	1962	1965	1968	1971	1974
シンガポール										
CPF	21.4	44.8	20.2	44.7	38.0	23.0	16.1	12.7	22.9	24.9
生命保険	19.4	31.5	17.0	41.4	36.6	20.9	11.3	10.7	21.2	24.0
	2.0	13.3	3.1	3.3	1.5	2.1	4.8	2.0	1.7	1.0
マレーシア										
EPF	n. a.	34.8	34.6	54.5	34.2	n. a.	2.3	1.8	2.4	0.7
生命保険	37.8	29.2	25.9	45.3	27.8	6.6	1.9	1.4	2.0	0.6
	n. a.	5.6	8.7	9.2	6.4	n. a.	0.4	0.5	0.4	0.1
フィリピン										
SSS	16.3	27.0	28.6	20.7	10.1	6.1	6.9	8.4	6.6	4.4
GSIS	7.4	9.7	11.3	9.0	6.9	2.8	2.5	3.3	2.9	3.0
生命保険	5.0	13.1	13.4	8.5	2.0	1.9	3.3	3.9	2.7	0.9
	3.9	4.2	3.9	3.2	1.2	1.4	1.1	1.1	1.0	0.5
スリランカ										
EPF	57.4	59.6	50.5	41.5	48.7	12.4	20.7	14.6	16.3	19.7
その他の生命保険	53.7	53.7	40.1	37.3	42.7	11.6	18.6	12.7	14.7	17.2
	3.7	5.9	5.8	4.2	6.0	0.8	2.1	1.8	1.7	2.4
インド										
EPF	28.9	31.1	34.9	32.9	33.0 ¹⁾	0.8	0.9	1.1	1.1	1.1 ¹⁾
生命保険	17.7	20.4	22.2	21.5	22.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
	11.2	10.6	12.7	11.4	10.9	0.5	0.6	0.7	0.7	0.8

(注) 1) 1972 年の数字である。

(資料) P. Shome, K. A. Saito (1981) p. 58 より。

(NCS: 自発的家計貯蓄, Y: 私的可処分所得, α_1 : 「強制貯蓄効果」と「教育効果」, δ : 「代替効果」, CS: 社会保障制度を通じた強制貯蓄)

表5はその結果である。これによると ($\alpha_1 - \delta$) の係数はインド, スリランカ, シンガポールにおいていずれもプラスを示し, またマレーシア, フィリピンについてはマイナスを示しているが, それらは統計的に有意ではない。つまり, これらの開発途上国については, 先進国のケースとは逆に, 社会保障が家計の自発的貯蓄を阻害している証拠は認められないというのがここでの結論である²⁾。

一方, 開発途上国の社会保障制度がその国の社会経済建設に貢献するかどうかは, それらの基金をどのように投資するかにかかっている。年金やプロビデント・ファンドのような長期保険制度の場合, 保険数理にもとづいた財政運営が行われているので, 短期準備金や流動資産を大量に保有する必要はない。しかし, これらの制度の基金を管理するうえで絶えず問題となることは, 安全かつ高収益を生む資産への投資を期待する被保険者と「公共目的」にそれを投資しようとする政府との利害をどのように調整するかという点である。ここで取り上げられているアジアの5ヵ国の場合, フィリピンを除いていずれの国でも社会保障制度の余剰基金は主に国債に投資され, 間接的に政府プロジェクトの重要な財源となっている。そして, それは民間企業の社債に投資されているアメリカやヨーロッパの社会保障制度とはきわめて対照的

な姿をとっている。

3. 続く第3章以下では, これらの5ヵ国についてより詳細な事例分析が行われている。まず, シンガポールの場合, Central Provident Fund (1955年設立) がこの国の社会保障制度の根幹を成し, これまで CPF がシンガポールの社会経済開発に大きな役割を果たしてきたことが明らかにされている。このほかにシンガポールでは民間の生命保険や労働組合が経営する保険制度があるが, その規模は CPF と比べると絶対的に小さい (表3, 表4)。CPF はシンガポールの就業人口のほぼ100%をカバーし, 他国に例をみない高い保険料率を設定している (1977年時点で労使合わせて賃金の31%)。またその加入者の年齢構成は依然として若いために (1976年時点で15~35歳の加入者が70%を占めている), それは多額の積立金を保有している。したがって, 政府はこれらの資金を主にこの国の公共住宅建設に利用してきた。これは次の二つの方法を通じて実施されている。(i) ひとつは, 1968年から加入者が公共分譲住宅を購入する際に, CPF の積立金の一部を引き出すことが認められている。(ii) また, 累積する積立金の多くは長期の国債に投資され (CPF はこれまで政府の発行する長期国債の約70%を保有してきた), 間接的に公共住宅建設をはじめとする開発支出の財源となっている。その結果, 1975年時点で国民の約半数が政府の提供する賃貸住宅か分譲住宅のいずれかで生活している。

一方, CPF はシンガポールの家計貯蓄の主要な構成要素となっている (表4)。典型的な都市国家であるシンガポールの場合, 国民は他の国と比べて幅広い資産選択を行うことができる。だが, (i) CPF の保険料が大変高いこと, (ii) その適用対象が広いこと, (iii) さらにこの間労働力人口が急増していることにより, CPF を通じた強制貯蓄は過去15年間家計貯蓄の30%以上を占めている。しかし, こういったからといって, 家計の自発的貯蓄が絶対規模において減少しているわけではない。むしろ, これまでの良好な経済環境のもとで, シンガポールの家計貯蓄は自発的貯蓄であれ強制貯蓄であれ, いずれも増加してきたのである。

表5 回帰分析の結果 (通常の最小二乗法推計)

	α	β	$(\alpha_1 - \delta)$	
マレーシア (1961~1975)	-1078.20	.31 (.03)	-.24 (1.46)	$R^2 = .99$ $D-W = 2.96$
フィリピン (1951~1973)	-428.32	.09 (.01)	-.35 (.48)	$R^2 = .97$ $D-W = 2.40$
インド (1954/55~ 1971/72)	14.19	.017 (.012)	2.08 (0.85)	$R^2 = .96$ $D-W = 1.66$
スリランカ (1958~1974)	-112.18	.02 (.01)	.91 (.48)	$R^2 = .87$ $D-W = 1.79$
シンガポール (1961~1976)	-83.13	.09 (.05)	.97 (.40)	$R^2 = .96$ $D-W = 2.01$

(注) カッコ内の数字は標準誤差である。

(資料) P. Shome, K.A. Saito (1981), p. 36 より。

4. ここで取り上げられているアジアの5ヵ国のうち、フィリピンは最も古い社会保障制度をもっている。まず、1936年に公務員と軍人を対象にした Government Service Insurance System が設立され、さらに1957年には民間被用者を対象にした Social Security System が導入されている。これらの制度は、「プロビデント・ファンド」方式をとる他の4ヵ国の制度とはちがって、「社会保険」方式によって運営され、特に SSS は老齢・障害・遺族給付に加えて疾病・労災給付も支給する総合保険としての性格をもっている。また GSIS は、生命保険および財産保険も兼ね備えている。しかし、社会保障の適用対象はシンガポールやマレーシアと比べると狭い(表3)。

ところで、フィリピンの社会保障基金の投資方法が他国のそれと大きく異なる点は、不動産への融資の比重が大変大きいことである。たとえば、GSIS はその積立金の50~60%を不動産への融資に充て、SSS も70年代のはじめまでその30~40%を不動産に融資していた。そして、政府はこれまでこれらの基金の運用方法について一切規制を加えない立場を採り続けてきた。したがって、そうした投資の中には贅沢なホテル建設の資金に回っているものもあり、それらがフィリピンの社会経済建設にどの程度貢献しているかは疑わしいと著者は述べている。SSS はこうした批判に答えて、1970年からフィリピン開発銀行の発行する公債への投資を開始している。また加入者に対する住宅ローン、サラリー・ローン、教育ローンなどの貸付給付を増やしている。しかし、これらの貸付給付の割合はせいぜい積立金の10%足らずにすぎず、特に住宅ローンについては政府の住宅供給体制が全く整備されていないためその効果は定かではない。この点で、フィリピンの住宅政策は、シンガポールのそれと比べた場合、対照的な姿をとっているといえるだろう。

5. 次に、マレーシアの社会保障制度は、(i) Employees Provident Fund (1952年、退職・遺族給付) および、(ii) Social Security Organization (1973年、労災・障害年金) の二つの大きな柱から成っている。特に、EPF は低賃金の労働者から

徐々にその適用範囲を拡大し、1974年時点ですでに就業人口の97%をカバーするに至っている(但し、公表データはフル・タイムの労働者だけを就業人口として含んでいるため、この数字はかなり釣り上げられていると理解すべきである)。そして、その多額の積立金は政府の強い規制のもとに置かれ、その大半が長期の国債に投資されている(政府は EPF に対して、少なくとも積立金の75%以上を国債に投資するよう義務づけており、1975年時点でその94%が国債に投資されている)。一方、SSO はその歴史が浅いために積立金の規模はわずかであるが、やはりその大半は長期の連邦債および中央銀行の定期預金に投資されている。したがって、これらの積立金はいずれも間接的に政府プロジェクトに投資されている。特に、マレーシア政府の経常収支はこの間黒字であったため、それらは開発支出の重要な財源となり、マレーシアの社会経済開発に大きく貢献した、とかれらは推察している。また、マレーシアでは民間の生命保険に対してもその基金の運用にあたり政府の強い規制があり、各生命保険会社は積立金の20%近くを各種政府債の購入に充てている。そして、こうして作り出された資金は海外に逃避する商業銀行預金の不足を補い、マレーシアの国内投資を活性化する役割を果たしている。

6. インドでも1952年に Employees Provident Fund が設立され、さらに56年に生命保険が国有化されるに及んで、社会保障制度がインドの社会経済開発に果たす役割は次第に大きくなりつつある。このほかにインドでは、紅茶プランテーション農業労働者、炭鉱夫、鉄道員、公務員を対象にした各種のプロビデント・ファンドおよび労災・医療を扱う Employees State Insurance (1948年発足) などがある。だが、これらの制度は規模が小さい。まず、EPF はインド信託法のもとでその積立金を国債および政府承認の特定有価証券に投資することが義務づけられている。また、プロビデント・ファンド全体についてみれば、国債に約50%が、小口貯蓄に残りの50%がそれぞれ投資されている。さらに、国営の生命保険公社に対しても、その基金の25%を国債に、25%を政府の承認した

信託証券に投資することが義務づけられている。そして、それは政府の許可なしに民間企業の株式に投資することはできない。したがって、これらの資金は、マレーシアの場合と同様に、政府の開発支出に回り（インドの経常支出はこの間黒字であった）、開発予算の10%近くを賄っている。一方、社会保障制度を通じた強制貯蓄はインドの家計貯蓄の30%以上を占めている（表4）。しかし、典型的な農業国であるインドでは、社会保障に適用されている人々は、就業人口対比で生命保険および各種プロビデント・ファンド合わせて12%足らずと少なく、この点がインドの社会保障制度のネックとなっている。

7. 最後に、スリランカはプランテーションで働く農業労働者から社会保障の適用範囲を徐々に広げていったことで、本書が取り上げている5ヵ国の中でも特殊な位置を占めている。この国の社会保障制度は、(i)公私のプロビデント・ファンド、および、(ii)公私の生命保険から成っている。そして、1958年に Employees Provident Fund が設立され、60年には「セイロン保険公社」として生命保険の国有化が進められている。なかでも、EPF 制度はこの国の農業労働者を中心に就業人口の29.9%をカバーし（工業労働者の多くには私的プロビデント・ファンド制度が適用されている）、その積立金はすべて国債に投資されている。しかし、シンガポール、マレーシア、インドとは対照的に、それらの資金はスリランカ政府の経常赤字の補填に回されている（1974年時点で政府経常赤字の31.3%がこれらの社会保障基金によって賄われている）。だが、スリランカの一般予算はその大半が社会支出（無料の医療・教育・食料）に充てられているので、社会保障基金は間接的にスリランカ国民の生活水準を引き上げることに貢献してきた、とかれらは説明している。

8. 以上が本書のおおよその内容である。社会保障を通じて蓄積される資本の規模および社会保障基金の投資運用方法には、各国の社会経済構造の違いを反映して多少の相違が認められるが、おおむねこれらの国の社会保障制度はその社会経済開発計画と密接に結びついていることがわかる。

シンガポールは CPF 制度を巧妙に利用して、この国の公共住宅建設を積極的に進めてきた。また、マレーシア、インド、スリランカでも社会保障基金はこれらの国の貯蓄を活性化すると同時に、その大半が国債に投資され、政府プロジェクトの重要な財源となっている。一方、フィリピンの場合には、基金の投資運用方法に明確な開発目標が欠けているため、進んだ社会保障制度を採用しているにもかかわらず、他の4ヵ国と比べるとその重要性は低い。だが、1970年以降フィリピン開発銀行への投資が始められ、国民各層に社会保障の利益を還元する政策が徐々に開始されている。

ところで、筆者は昨年11月にマレーシアで開催された ISSA のアジア・オセアニア会議に出席し、その帰路シンガポールに立ち寄る機会を得た。そこで最後に、最近の情報にもとづいて本書が取り上げている主題について二、三のコメントを加えておきたい。

(1) まず、シンガポールでは現在、政府の提供する公共住宅にすでに国民の81%が入居している。したがって、CPF は今なおこの国の公共住宅建設に大きな役割を果たしている。しかし、CPF の保険料は現在労使合わせて賃金の50%という水準に達し、これに対して国民はかなり強い不満を抱いている。また CPF の積立金を国債に投資することに対しては有識者から批判の声が上がっている。その理由は、政府がその開発予算に必要とする額を超えて多額の借入を行い、それを必要以上の外貨準備と海外資産への投資に充てているからである。そこで最近、住宅を購入する以外に、CPF の積立金の自由な引き出しを認めるべきだとする要望が出ている。具体的には、加入者が商店・事務所・工場などの非居住資産を購入する際に CPF の積立金の一部を利用し、また民間の生命保険や金などに投資する際にもそれを認めるというものである。つまり、国民の81%がすでに公共住宅を手に入れ、住宅需要がほぼ飽和状態に達している現状では、国民も CPF に対して新しい役割を期待しているといえる³⁾。

(2) 一方、隣国のマレーシアやインドネシアでは、シンガポールにおける公共住宅政策の成功

がこれらの国の住宅政策の発展に弾みをつけている。マレーシアでは、シンガポールの CPF 制度と同様に、EPF の加入者が住宅を購入しようとする場合、その積立金の45%までを引き出すことが認められ、積極的な持ち家政策が展開されている。また EPF の積立金の一部はマレーシア最大の住宅金融機関である「マレーシア住宅協会」の株式に投資され、住宅ローンにまわっている。他方、インドネシアでも1978年に民間被用者を対象とした任意加入の ASTEK 制度（労災、生命保険、プロビデント・ファンド）が発足し、その積立金を使ってやはり加入者に対する住宅ローンが開始されている。したがって、都市の住宅問題に悩むこれらの国では、社会保障制度がその住宅政策に果たす役割は依然として大きい。

(3) ところで、本書では必ずしも明らかにされていないが、社会保障基金を社会経済開発計画に投資しようとする場合、インフレによる積立金の減価が問題となる。特に、オイル・ショック以降、アジア諸国でもインフレが進行し、この問題は共通の関心事となっている。表6はシンガポール、マレーシア、インド、スリランカ、インドネシアの各制度がその加入者に保証している積立金の利率とインフレ率を比較したものである。これによると、いくつかの国でインフレ率が積立利率を上回っていることがわかる。つまり、社会保障基金を国債に投資して社会経済開発を進める政府の政策は、広く国民層に利益を還元するうえでは有益であるが、それは同時に加入者の利益を損う危険

性をもっている。そこで、各制度はこのインフレ問題に対処するために、これまでの投資政策を変更せざるをえない状況に追いこまれている。(i) ひとつの案は、フィリピンが行っていたように高収益を生む有価証券や価値の安定した不動産へより多くの投資を行うことである。しかし、高収益を生む資産への投資は同時に危険性も高いために、それを実施することはむずかしい。(ii) そこで第2の方法として、加入者が住宅などの資産を購入しようとする場合、その積立金の一部引き出しを認めて、貨幣価値の低下を防ぐことが考えられる。上述のように、この方法はシンガポールをはじめとする多くの開発途上国ですでに広く採用されており、これらの国では社会保障制度がますます「財産形成制度」としての性格を強めている。もちろん、社会保障制度は本来疾病や老齢・障害・死亡といった社会的リスクから人々をまもるための制度であるため、こうした動きには ILO の専門家などから強い批判が出されている。しかし、遅れて近代化を始めた開発途上国にとって、これこそその社会保障制度が抱えざるをえないひとつの「後発的属性」であるといえるのかもしれない。

(注)

- 1) 同じ著者によるこれと同じテーマを扱った論文としては次のものがある。
P. Shome, K. A. Saito (1980), "Social Security Funds in Singapore and the Philippines: Ramifications of Investment Policies", *Labour and Society*, Vol. 5, No. 1, Jan. pp. 19-30.
P. Shome, K. A. Saito (1978), "The Impact of

表 6 積立利率とインフレ率

	加入者の積立金の利率				インフレ率			
	1981	1982	1983	1984	1981	1982	1983	1984
インド (EPF)	8.5	8.5	9.15	9.9	13.1	7.7	9.7	7.5
インドネシア (ASTEK)	6.0	6.0	6.0	6.0	9.8	8.4	12.63	11.5
マレーシア (EPF)	8.0	8.0	8.5	8.5	—平均で年率5%のインフレ率—			
スリランカ (EPF)	9.5	10.0	12.0	12.5				
シンガポール (CPF)	6.5	6.5	6.5	6.5	8.2	3.9	1.2	2.6

(資料) S. Kertonegoro (1985), "The Financing of Social Security and the Investment of Funds: Investment Practice of Provident Funds in Asia and Oceania" (ISSA, Seventh Regional Conference for Asia and Oceania, Kuala Lumpur, 4~8 November, 1985) p. 6 より。また、シンガポールの数字については、Department of Statistics, *Yearbook of Statistics Singapore* からとっている。

- Contractual Savings on Resource Mobilization and Allocation: The Experience of Malaysia", *Malayan Economic Review*, Vol. 23, No. 1, April.
- P. Shome (1978), "Social Security as a Mobiliser of Savings: The Experience of Malaysia", *International Social Security Review*, Vol. 31, No. 1, pp 58-70.
- P. Shome (1982), "Social Security in India: The Economics of the System", *Labour and Society*, Vol. 7, No. 2, April-June, pp. 121-135.
- 2) かれらは、強制貯蓄自体が(i)所得水準、(ii)人口成長率、(iii)カバレッジの関数であることを考慮して、 $CS = -a + bY + cT$ (但し、 T : タイム・トレンド) という形での2段階最小二乗法推計も行っているが、係数 ($\alpha_1 - \delta$) はすべてのケースについて統計的に有意な結果をえることはできないと述べている。
- 3) シンガポールのCPE制度は現在、公立病院でなかった加入者とその家族の入院費用およびシンガポール・バス・サービス会社の株式購入についても、積立金の一部引き出しを認めている。